

救護施設への入所について

住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方、居宅生活を営むことが困難な方

(例) 社員寮で生活していたが、会社の倒産により、居室を喪失した方

(例) 失業のため、再就職を目指し、就職活動をするも就職先が見つからず、家賃滞納により住居を喪失した方

(例) 大学卒業後、内定を得られず、収入もなく、住居を喪失した方

(例) 作中に脳卒中になり入院、高次脳機能障害及び認知症により居宅生活が困難となった方

(例) 子どもの頃の病気が原因で知的機能に障害が残る。その後、安定した仕事に就くことができず、親族との関係も悪化し、身寄りもなく、居宅生活が困難になった方

(例) 仕事上の人間関係のトラブルでうつ病を患い、症状が悪化。精神病院に入院し、治療の結果、回復したため、退院となったが、単身での居宅生活が困難な方

(例) 妻と離婚後、生きづらさを抱え、アルコール依存となり入院。病状は緩和したものの単身生活が困難となった方

(例) 単身で生活していたが、高齢となり、認知症が悪化、身の回りのこともできず、住居を喪失した方

(例) 重度の精神・知的障害があり、両親が身の回りの世話をしていたが、両親が亡くなり、生活が困難となった方

(例) 統合失調症を発症し入院治療を要する方

【参考】更生保護施設（京都市内に3箇所）
非行のある少年や犯罪をした人のうち、さまざまな理由ですぐに自立更生ができない人を一定の期間保護して、円滑な社会復帰を助ける役割を担っている。

- ◆生活基盤（宿泊場所や食事）の提供
 - ◆円滑な社会復帰のための生活指導や援助
 - ◆自立に向けた就労支援、金銭管理などの指導や援助
 - ◆入所者の特性に応じた専門的な処遇（専門的教育や心理療法など）
- ⇒ 協力雇用主などの民間支援者の協力を得ながら、社会的理解の中で健全な社会復帰を目指す。

相談

福祉事務所（区役所・支所の保健福祉センター）

一時入所

<緊急一時宿泊施設> 一時的な宿泊場所の提供

- 入所者ごとに福祉事務所のケースワーカーが担当する。
- ケースワーカーとは別に、専門の訪問相談員が入所者の状況や希望を聞き取る。
- ケースワーカーと訪問相談員が、退所後の生活について相談する。
- 介助や生活訓練が必要な方には、施設の中で落ち着いて集団生活ができるかを確認（必要に応じて専門家の意見を聴取）したうえで、救護施設への入所を決定する。

支援が不要な方（すぐに在宅生活が可能の方）

居宅の確保
（自力での居宅生活）

救護施設における支援や生活訓練が必要かつ落ち着いて集団生活ができる方

事業者による面談

<救護施設>

- 介護職員による介助
- 生活訓練（食事・入浴等）
- 作業訓練
- 定期的な通院補助や服薬管理

退所

障害の重度化や病気の悪化

- 救護施設の入所中も、ケースワーカーが定期訪問して生活状況を確認
- 入所の継続や退所について施設職員と相談
- 救護施設の退所後も、ケースワーカーが居宅生活を支援

救護施設における支援が困難又は入院等が必要な方

他の福祉施設への入所

特別養護老人ホーム
養護老人ホーム

障害者支援施設

医療機関への入院等